

平成 17 年 11 月 9 日

各 位

株式会社インターネットイニシアティブ
代表取締役社長 鈴木 幸一
(コード番号：3774 東証マザーズ)
問合せ先 取締役 CFO 渡井 昭久
(TEL. 03-5259-6500)

新株式発行並びに株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

株式会社インターネットイニシアティブは、平成 17 年 11 月 9 日開催の当社取締役会において、当社普通株式株券の東京証券取引所マザーズ市場への上場に伴う新株式発行並びに株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 公募による新株式発行（一般募集）

- | | |
|--------------------|--|
| (1) 発行新株式数 | 当社普通株式 12,500 株 |
| (2) 発行価額 | 日本証券業協会の定める公正慣習規則第 14 号第 7 条の 2 に規定される方式により、平成 17 年 11 月 24 日(木)から平成 17 年 11 月 28 日(月)までの間のいずれかの日（以下、「発行価格等決定日」という。）に決定する。 |
| (3) 発行価額中資本に組入れない額 | 上記（2）により確定した発行価額から資本に組入れる額を減じた額とする。資本に組入れる額とは、当該発行価額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 |
| (4) 募集方法 | 一般募集とし、野村證券株式会社、SMBC フレンド証券株式会社、みずほ証券株式会社、三菱 UFJ 証券株式会社、新光証券株式会社、岡三証券株式会社、ゴールドマン・サックス証券会社東京支店、日興シティグループ証券株式会社、メリルリンチ日本証券株式会社、高木証券株式会社、丸八証券株式会社、イー・トレード証券株式会社、マネックス・ビーンズ証券株式会社、楽天証券株式会社、リテラ・クレア証券株式会社及びリーマン・ブラザーズ証券会社東京支店（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める公正慣習規則第 14 号第 7 条の 2 に規定される方式により、米国ナスダック・ナショナルマーケット市場における、発行価格等決定日前日（当日を含む。）から遡る前 5 取引日間（終値のない日は除く。）の当社普通株式を表章する米国預託証券（以下「当社 ADR」という。）の終値の平均値（1 セント未満端数切捨て）に、当社普通株式と当社 ADR の変換比率である 400 及び発行価格等決定日における株式会社東京三菱銀行の対顧客電信売買相場の仲値を乗じて算出した換算価格に、0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件とする。但し、発行価格等決定日前日の当社 ADR の終値（当 |

-1-

ご注意： この文書は記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出し届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。本書は、米国における証券の募集を構成するものではありません。上述の証券は、米国 1933 年証券法に基づき米国証券取引委員会(SEC)に登録されておらず、米国 1933 年証券法に基づく米国証券取引委員会規則 902(1)に定義される「米国」(United States)において、又は同規則 902(k)に定義される「米国人」(U.S. person)もしくは米国人の計算で当社普通株式を買い付ける者（以下総称して、「対象米国人」といいます。）に対して、上述の証券にかかる勧誘又は売付けを行うことはできないこととされております。上述の証券発行後 40 日の期間中、当社の米国預託証券（以下、「ADR」といいます。）の預託プログラムにおける預託手続きは停止されます。ただし、預託される当社普通株式が米国 1933 年証券法に基づき登録された場合又はかかる登録を免除された場合には、上記期間中にかかわらず、これを預託し ADR の発行を受けることができます。

日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日付け終値)が当該平均値を下回る場合は、当該終値に上記と同様の方法にて算出した換算価格に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件とし、需要状況を勘案した上で決定する。

- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格(募集価格)と引受人より当社に払込まれる金額である発行価額との差額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。
- (7) 払込期日 平成17年12月1日(木)
- (8) 配当起算日 平成17年10月1日(土)
- (9) 申込株数単位 1株
- (10) 発行価額、発行価額中資本に組入れない額その他本新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長鈴木幸一に一任する。
- (11) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

2. 株式売出し(引受人の買取引受による売出し)

- (1) 売出株式数 当社普通株式 7,500株
- (2) 売出人及び
売出株式数 エヌ・アイ・エフ SMBC ベンチャーズ株式会社 3,750株
株式会社ジャフコ 3,750株
- (3) 売出価格 日本証券業協会の定める公正慣習規則第14号第7条の2に規定される方式により、米国ナスダック・ナショナルマーケット市場における、発行価格等決定日前日(当日を含む。)から遡る前5取引日間(終値のない日は除く。)の当社ADRの終値の平均値(1セント未満端数切捨て)に、当社普通株式と当社ADRの変換比率である400及び発行価格等決定日における株式会社東京三菱銀行の対顧客電信売買相場の仲値を乗じて算出した換算価格に、0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件とする。但し、発行価格等決定日前日の当社ADRの終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日付け終値)が当該平均値を下回る場合は、当該終値に上記と同様の方法にて算出した換算価格に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件とし、需要状況を勘案した上で決定する。
- (4) 売出方法 野村証券株式会社(以下、「売出しにおける引受人」という。)に全株式を買取引受けさせる。
売出しにおける引受人の対価は売出価格から売出しにおける引受人より売出人に支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とする。
- (5) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。

ご注意: この文書は記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いします。本書は、米国における証券の募集を構成するものではありません。上述の証券は、米国1933年証券法に基づき米国証券取引委員会(SEC)に登録されておらず、米国1933年証券法に基づく米国証券取引委員会規則902(1)に定義される「米国」(United States)において、又は同規則902(k)に定義される「米国人」(U.S. person)もしくは米国人の計算で当社普通株式を買い付ける者(以下総称して、「対象米国人」といいます。)に対して、上述の証券にかかる勧誘又は売付けを行うことはできないこととされています。上述の証券発行後40日の期間中、当社の米国預託証券(以下、「ADR」といいます。)の預託プログラムにおける預託手続きは停止されます。ただし、預託される当社普通株式が米国1933年証券法に基づき登録された場合又はかかる登録を免除された場合には、上記期間中にかかわらず、これを預託しADRの発行を受けることができます。

- (6) 受 渡 期 日 平成 17 年 12 月 2 日(金)
- (7) 申 込 株 数 単 位 1 株
- (8) 売 出 価 格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長鈴木幸一に一任する。
- (9) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

3. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）

- (1) 売 出 株 式 数 当社普通株式 3,000 株
なお、株式数は上限を示したものである。需要状況により減少し、又は本売出しそのものが全く行われぬ場合がある。売出株式数は、需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定される。
- (2) 売 出 人 及び売出株式数 野村証券株式会社 3,000 株
- (3) 売 出 価 格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引受による売出しにおける売出価格と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 一般募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況を勘案した上で、野村証券株式会社が当社株主から 3,000 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 引受人の買取引受による売出しにおける申込期間と同一とする。
- (6) 申 込 株 数 単 位 1 株
- (7) 受 渡 期 日 平成 17 年 12 月 2 日(金)
- (8) 売 出 価 格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長鈴木幸一に一任する。
- (9) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。また、一般募集を中止した場合、本株式売出しも中止する。

<ご参考>

1. 米国預託証券（ADR）に関する事項について

(1) 米国預託証券（ADR）の米国ナスダック・ナショナルマーケット市場での流通について

当社 ADR は米国ナスダック・ナショナルマーケット市場で流通しており、売買されております。従いまして、一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出し（以下、「本件募集売出し」といいます。）の発行価格等決定後、東京証券取引所マザーズ市場での売買開始日までの間においても、当社 ADR の市場価格及び為替レートの変動に伴い、当社 ADR に基づく当社普通株式 1 株当たりの時価（当社 ADR の価格に当社普通株式と当社 ADR の変換比率（1：400）及び為替レートを乗じた額）は変動いたします。

本件募集売出しの受渡期日までの間に、当社 ADR に基づく当社普通株式 1 株当たりの時価の急激または大幅な変動があった場合、本件募集売出しを中止することがあります。

(2) ADR の預託プログラムにおける預託手続きの停止

ご注意： この文書は記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いします。本書は、米国における証券の募集を構成するものではありません。上述の証券は、米国 1933 年証券法に基づき米国証券取引委員会（SEC）に登録されておらず、米国 1933 年証券法に基づき米国証券取引委員会規則 902(1) に定義される「米国」（United States）において、又は同規則 902(k) に定義される「米国人」（U.S. person）もしくは米国人の計算で当社普通株式を買い付ける者（以下総称して、「対象米国人」といいます。）に対して、上述の証券にかかる勧誘又は売付けを行うことはできないこととされております。上述の証券発行後 40 日の期間中、当社の米国預託証券（以下、「ADR」といいます。）の預託プログラムにおける預託手続きは停止されます。ただし、預託される当社普通株式が米国 1933 年証券法に基づき登録された場合又はかかる登録を免除された場合には、上記期間中にかかわらず、これを預託し ADR の発行を受けることができます。

発行価格等決定日から本件募集売出しの対象となる当社普通株式（以下、「本件株式」といいます。）の上場後 40 日目の日まで（平成 18 年 1 月 10 日（火））の期間中、当社 ADR の預託プログラムにおける預託手続きは停止されます。

2. 米国における安定操作取引について

本件募集売出しにおいては、米国 1934 年取引所法に従い発行価格等決定後から申込期間終了までの間、当該募集及び売出しの主幹事会社である野村証券株式会社（以下、「主幹事会社」といいます。）は必要に応じ、米国ナスダック・ナショナルマーケット市場で安定操作取引（以下、「米国安定操作取引」といいます。）を行う場合があります。

米国安定操作取引の実施日は発行価格等決定日（日本時間）に従い、下記のとおりとなります。

- ①発行価格等決定日が平成 17 年 11 月 24 日（木）の場合、米国東部標準時間 2005 年 11 月 25 日（金）（2005 年 11 月 24 日（木）は休場）。
- ②発行価格等決定日が平成 17 年 11 月 25 日（金）の場合、米国東部標準時間 2005 年 11 月 25 日（金）から 2005 年 11 月 28 日（月）。
- ③発行価格等決定日が平成 17 年 11 月 28 日（月）の場合、米国東部標準時間 2005 年 11 月 28 日（月）から 2005 年 11 月 29 日（火）。

3. 発行価格等の決定方法について

本件募集売出しに関し、発行価格等は日本証券業協会の定める公正慣習規則第 14 号第 7 条の 2 に規定される方式により、下記仮条件により需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定いたします。

<仮条件>

米国ナスダック・ナショナルマーケット市場における、発行価格等決定日前日（当日を含む。）から遡る前 5 取引日間（終値のない日は除く。）の当社 ADR の終値の平均値（1 セント未満端数切捨て）に、当社普通株式と当社 ADR の変換比率である 400 及び発行価格等決定日における株式会社東京三菱銀行の対顧客電信売買相場の仲値を乗じて算出した換算価格に、0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件とします。但し、発行価格等決定日前日の当社 ADR の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日付け終値）が当該平均値を下回る場合は、当該終値に上記と同様の方法にて算出した換算価格に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件とします。

4. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「3. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」に記載の一般募集及び前記「2. 株式売出し（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人の買取引受による売出しの需要状況を勘案した上で、主幹事会社が当社株主から 3,000 株を上限として借入れる当社普通株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、3,000 株を予定しておりますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合、主幹事会社は、オーバーアロットメントによる売出数を上限として、追加的に当社普通株式を取得する権利（以下、「グリーンシューオプション」といいます。）を、平成 17 年 12 月 2 日（金）から平成 17 年 12 月 28 日（水）までの間を行使期間として、上記当社株主より付与されます。

また、主幹事会社は、平成 17 年 12 月 2 日（金）から平成 17 年 12 月 22 日（木）までの間（以下、「シンジケートカバー取引期間」といいます。）、上記当社株主から借入れた株式（以下、「借入れ株式」といいます。）の返却を目的として、東京証券取引所マザーズ市場において、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする、当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」といいます。）を行う場合があります、当該シンジケートカバー取引で買付けられた全ての株式は借入れ株

ご注意： この文書は記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出し届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。本書は、米国における証券の募集を構成するものではありません。上述の証券は、米国 1933 年証券法に基づき米国証券取引委員会（SEC）に登録されておらず、米国 1933 年証券法に基づく米国証券取引委員会規則 902(1) に定義される「米国」（United States）において、又は同規則 902(k) に定義される「米国人」（U.S. person）もしくは米国人の計算で当社普通株式を買い付ける者（以下総称して、「対象米国人」といいます。）に対して、上述の証券にかかる勧誘又は売付けを行うことはできないこととされております。上述の証券発行後 40 日の期間中、当社の米国預託証券（以下、「ADR」といいます。）の預託プログラムにおける預託手続きは停止されます。ただし、預託される当社普通株式が米国 1933 年証券法に基づき登録された場合又はかかる登録を免除された場合には、上記期間中にかかわらず、これを預託し ADR の発行を受けることができます。

式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、主幹事会社は、本件募集売出しに伴って、「<ご参考> 2. 米国における安定操作取引について」に記載のとおり、米国ナスダック・ナショナルマーケット市場において米国安定操作取引を行うことがあり、かかる米国安定操作取引により買付けた ADR を当社普通株式に変換し、変換された株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

上記のとおりシンジケートカバー取引及び米国安定操作取引により買付けて返却に充当後の残余の借入れ株式は、主幹事会社がグリーンシュエアオプションを行使することにより返却されます。

5. 米国 1933 年証券法に関する事項について

本件株式は、米国 1933 年証券法に基づき米国証券取引委員会 (SEC) に登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国 1933 年証券法において、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、同法に基づく米国証券取引委員会規則 902(1) に定義される「米国」(United States) において、又は同規則 902(k) に定義される「米国人」(U. S. person) もしくは米国人の計算で当社普通株式を買い付ける者(但し、分売業者を除きます。)(以下総称して、「対象米国人」といいます。)) に対して、本件株式にかかる勧誘又は売付けを行うことはできないこととされており、

本件株式の引受人(オーバーアロットメントによる売出しの売出人である野村證券株式会社を含む。以下、「5. 米国 1933 年証券法に関する事項について」において同じ。)) は、本件株式にかかる勧誘及びその売付けの一環として又は本件株式の上場後 40 日目の日(平成 18 年 1 月 10 日(火))。但し、募集残を有する引受人については、平成 18 年 1 月 10 日(火)又は当該募集残にかかる勧誘及びその売付けが完了する日のいずれか遅い日。)) までは、米国において又は対象米国人に対して、本件株式にかかる勧誘又は売付けを行わないこと、かつ、当該期間中、引受人から本件株式を買い付ける証券業者に対し、米国における又は対象米国人に対する本件株式にかかる勧誘又は売付けに関する制限の内容について、書面による通知を行うことを約束しております。

また、本件株式の募集売出しが開始された日から 40 日目の日(当該開始日が、平成 17 年 11 月 25 日(金)、平成 17 年 11 月 28 日(月)及び平成 17 年 11 月 29 日(火)の場合、それぞれ、平成 18 年 1 月 4 日(水)、平成 18 年 1 月 7 日(土)及び平成 18 年 1 月 8 日(日。)) までの間に、本件株式の引受人でない証券業者が米国において本件株式にかかる勧誘又はその売付けを行った場合、かかる行為は米国 1933 年証券法上の登録義務に違反する可能性があり、かかる状況が生じた場合には、当該違反に基づき当社が訴訟の対象となる可能性があります。

なお、本募集売出しにおける本件株式の購入者(以下、「本件購入者」といいます。)) は、米国 1933 年証券法において、以下の事項を理解している旨を表明及び保証したものとみなされるものと考えられ、これら事項について留意する必要があります。

- a 本件購入者による本件株式の購入は、米国 1933 年証券法に基づく米国証券取引委員会規則 903 又は 904 に基づいた、同規則 902(h) に定義する「米国外取引」(offshore transaction) に該当していること。
- b 本件購入者は、本件株式が米国 1933 年証券法に基づき登録されていないことを理解していること、及び、本件株式の上場後 40 日目の日(平成 18 年 1 月 10 日(火))までは、米国において又は対象米国人に対して、本件株式にかかる勧誘、その転売、その譲渡又はこれに対する担保の設定目的としての提供もしくはその譲渡を行ってはならないこと。但し、東京証券取引所マザーズ市場での売買を制限するものではないこと。
- c 本件購入者が、発行価格等決定日から上記期間の最終日までの期間中、当社普通株式が米国 1933 年証券法に基づき登録された場合又はかかる登録を免除された場合を除き、本件株式を、当社 ADR にかかる預託プログラムに預託し、当社 ADR の発行を受けることができず、またかかる行為を行ってはならないこと。

ご注意: この文書は記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いします。本書は、米国における証券の募集を構成するものではありません。上述の証券は、米国 1933 年証券法に基づき米国証券取引委員会(SEC)に登録されておらず、米国 1933 年証券法に基づく米国証券取引委員会規則 902(1)に定義される「米国」(United States)において、又は同規則 902(k)に定義される「米国人」(U. S. person)もしくは米国人の計算で当社普通株式を買い付ける者(以下総称して、「対象米国人」といいます。))に対して、上述の証券にかかる勧誘又は売付けを行うことはできないこととされています。上述の証券発行後 40 日の期間中、当社の米国預託証券(以下、「ADR」といいます。))の預託プログラムにおける預託手続きは停止されます。ただし、預託される当社普通株式が米国 1933 年証券法に基づき登録された場合又はかかる登録を免除された場合には、上記期間中にかかわらず、これを預託し ADR の発行を受けることができます。

6. 公募・売出しの概要

(1) 発行新株式数及び売出株式数

発行新株式数	当社普通株式	12,500 株	
売出株式数	①引受人の買取引受による売出し		当社普通株式 7,500 株
	②オーバーアロットメントによる売出し		当社普通株式 3,000 株 (上限)

(2) 発行価格等決定日

平成 17 年 11 月 24 日(木)から平成 17 年 11 月 28 日(月)までの間のいずれかの日

(発行価格等の決定方法につきましては「<ご参考> 3. 発行価格等の決定方法について」をご参照ください。)

(3) 募集・売出期間

発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の 2 営業日後の日まで。

(4) 払込期日

平成 17 年 12 月 1 日(木)

(5) 株券受渡期日

平成 17 年 12 月 2 日(金)

(6) 配当起算日

平成 17 年 10 月 1 日(土)

7. 今回の公募増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	191,800 株 (平成 17 年 10 月 31 日現在)
公募増資による増加株式数	12,500 株
公募増資後の発行済株式総数	204,300 株

8. 資金の用途

今回の公募増資に係る手取概算額 4,449,000,000 円については、うち 1,231,493,000 円を当期の設備投資に、うち 600,000,000 円を当面の研究開発資金に充当する予定であり、残額については、今後の事業展開における資金需要（設備投資及び研究開発資金を含む）に充当していく方針であります。

平成 17 年 9 月 30 日現在における重要な設備の新設は次のとおりであります。

会社名 事業所名 (所在地)	設備の内容	目的	投資予定額(千円)		資金調達 方法	着手及び 完了予定年月	
			総額	既支払額		着手	完成
当社 本社 (東京都千代田区)	バックオフ イスシステム(*)	アカウント 認証機能等 機能拡張	781,000	371,507	自己資金及 び増資資金	平成 16 年 4 月	平成 18 年 3 月
当社 本社 (東京都千代田区)	業務 システム	機能拡張	120,000	—	増資資金	平成 17 年 4 月	平成 18 年 3 月
当社及び(株)アイアイ ジェイテクノロジー (東京都千代田区)	サービス用 システム	サービス開 発及び機能 拡張	702,000	—	増資資金	平成 17 年 4 月	平成 18 年 3 月
合計			1,603,000	371,507			

(注) 当社グループは、ネットワーク機器等の通信機器の取得には、設備投資としての購入ではなくリース取引を多く利用しております。上記は主にシステム開発、ソフトウェア、工具器具備品等の設備投資の明細であります。

ご注意： この文書は記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いします。本書は、米国における証券の募集を構成するものではありません。上述の証券は、米国 1933 年証券法に基づき米国証券取引委員会(SEC)に登録されておらず、米国 1933 年証券法に基づく米国証券取引委員会規則 902(1)に定義される「米国」(United States)において、又は同規則 902(k)に定義される「米国人」(U.S. person)もしくは米国人の計算で当社普通株式を買い付ける者（以下総称して、「対象米国人」といいます。）に対して、上述の証券にかかる勧誘又は売付けを行うことはできないこととされております。上述の証券発行後 40 日の期間中、当社の米国預託証券（以下、「ADR」といいます。）の預託プログラムにおける預託手続きは停止されます。ただし、預託される当社普通株式が米国 1933 年証券法に基づき登録された場合又はかかる登録を免除された場合には、上記期間中にかかわらず、これを預託し ADR の発行を受けることができます。

9. 株主への利益配分

(1) 株主への利益配分等

当社は、過年度において配当を実施しておりません。株主への配当政策については重要な経営課題と認識しておりますが、現状は配当可能利益を計上するには至っておらず、企業体質の強化及び事業展開に備えた資金の確保を優先する方針であります。従ってしばらくの間配当を実施しない可能性があります。

(2) 過去の3決算期間の配当状況

	平成 15 年 3 月期	平成 16 年 3 月期	平成 17 年 3 月期
1 株当たり当期純利益 (△純損失)	△1,021,057.92 円	△60,841.46 円	70,270.65 円
1 株当たり配当金 (1 株当たり中間配当金)	— (—)	— (—)	— (—)
実績配当性向	—	—	—
株主資本当期純利益率	—	—	38.3%
株主資本配当率	—	—	—

(注) 当社は、平成 17 年 10 月 11 日を効力発生日とした普通株式の 1 : 5 の株式分割を行っておりますが、上記の 1 株当たり当期純利益 (△純損失) の数値は、当該株式分割による影響を加味しない遡及修正前の数値を記載しております。

10. 潜在株式による希薄化情報

当社は、旧商法第 280 条ノ 19 第 2 項に基づき、平成 12 年 4 月及び平成 13 年 6 月に当社取締役及び従業員に対して新株引受権方式によるストックオプション (新株予約権) を付与しております。平成 17 年 10 月末現在の当社の発行済株式数は 191,800 株であり、潜在株式の合計株数は 2,700 株 (発行済株式数の 1.4%に相当) であります。

以 上

ご注意： この文書は記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いします。本書は、米国における証券の募集を構成するものではありません。上述の証券は、米国 1933 年証券法に基づき米国証券取引委員会(SEC)に登録されておらず、米国 1933 年証券法に基づき米国証券取引委員会規則 902(1)に定義される「米国」(United States)において、又は同規則 902(k)に定義される「米国人」(U.S. person)もしくは米国人の計算で当社普通株式を買い付ける者(以下総称して、「対象米国人」といいます。)に対して、上述の証券にかかる勧誘又は売付けを行うことはできないこととされております。上述の証券発行後 40 日の期間中、当社の米国預託証券(以下、「ADR」といいます。)の預託プログラムにおける預託手続きは停止されます。ただし、預託される当社普通株式が米国 1933 年証券法に基づき登録された場合又はかかる登録を免除された場合には、上記期間中にかかわらず、これを預託し ADR の発行を受けることができます。